

# コメ 米の新たな流通監視措置について

## 1 改正食糧法の概要 (用途外使用の禁止など)

### 遵守事項

#### チェック

- ✓ 紙袋等の包装への用途の表示
- ✓ 誓約書等の受理

#### < 罰則 >

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

### 不正転用による不当利益の防止等

## 平成22年4月から、改正食糧法に基づき、用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

米穀の出荷・販売をしている生産者も、この規制の対象です。

用途限定米穀：主食用以外に用途が限定されている、加工用米（地域流通契約を含む）、新規需要米（米粉用、飼料用等）など。

### 用途限定米穀の取り扱い

加工用米・新規需要米等の主食用以外に用途が限定された米穀について、

- ・その定められた用途以外の使用を禁止
- ・他の米穀と、用途ごとに別はいにするなど明確な区分管理を徹底

用途が限定された米穀を販売する場合には、

紙袋等の包装及び伝票等に用途を表示

〔 加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示 〕

需要者に直接又は需要者団体を通じて販売

定められた用途に確実に使用されるよう措置

〔 他用途への転用を行わない旨の誓約書を提出させ、転用禁止及び違反した場合の違約措置を契約書に明記 〕

伝票等への記載は、米トレーサビリティ法（裏面参照）の規定に基づく義務。その他は改正食糧法の遵守事項に基づく義務。

### 食用不適米穀の取り扱い

有害物質を含むなど、食用に適さない米穀について、

- ・他の米穀に悪影響を与えないよう、別棟にするなど厳格な区分管理を徹底
- ・やむを得ず非食用として販売する場合は、着色するなど食用転用防止を徹底

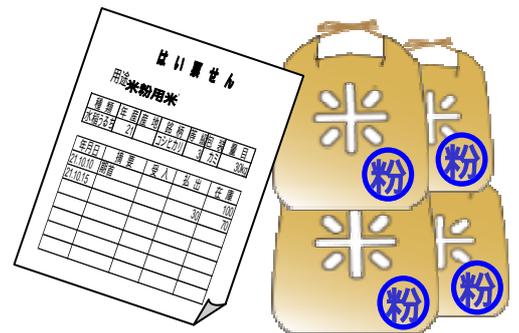
### 法令遵守

米トレーサビリティ法に基づき、取引記録等の作成・保存を適切に行い、国又は都道府県等から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示等

### 行政による確認

行政による巡回点検

- ・食糧法の規定に基づく立入検査の権限に基づき、米穀の出荷・販売事業者が遵守事項を遵守しているか巡回点検を実施します。



食糧法遵守事項についての情報は、右記のホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/zyunshu/index.html>

## 2 米トレーサビリティ法の概要

(取引記録の作成・保存、産地情報の伝達など)

# 記 録

平成22年10月1日の取引等から適用

### チェック

- ✓ 出荷・販売の伝票を受領(又は請求書を発行)
- ✓ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- ✓ 用途限定米穀の場合その用途を記録

### < 罰則 >

・記録の虚偽記載  
・記録の不保持  
等の義務違反があった場合には、罰則注が適用になります。

注: 50万円以下の罰金

問題発生時の流通ルート特定に活用

米・種もみ を  
出荷・販売、 入荷・購入、  
事業所間の移動、 廃棄  
した場合には、その記録を作成し、  
3年間保存する必要があります。

下記に掲げる記録事項が記載されている伝票類(内容を転記した帳簿でも、パソコンでも可)を3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

一般消費者へ直接販売する場合、自家用に生産し消費する場合、親戚等に無償で譲渡する場合(縁故米)等については、記録の作成は不要です。

米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

### 記録事項

品名、産地、<sup>1</sup> 数量、年月日、取引先名、米穀の用途 <sup>2</sup> 等

1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。産地の範囲は「国産」「国内産」の他、都道府県名等のいずれでも構いません(平成23年7月1日以前に出荷する米穀については不要)。

2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出入などと表示

### 事業者間における産地情報の伝達

生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米(注1)を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等(注2)又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

- (注1) 取引等の記録の対象品目と同様に、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除きます。)
- (注2) 伝票等: 伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

### 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合には、

玄米・精米を販売する場合については、農産物検査法に定める農産物検査を受けていない場合には、都道府県名や市町村名等を産地として表示することはできません。

(注) JAS法の規定が適用になるため、従来と扱いに変更はありません。

炊飯した米飯類、もち、米菓等を物産展、直売所等で販売する場合は、原料に用いた玄米・精米の産地を伝える必要があります。

(注) 小売店等での販売と異なり、外食店等で食事・料理として提供する場合には、米飯類だけ産地情報伝達が必要です。

小売外食まで適切に産地情報を伝達

# 伝 達

平成23年7月1日以降に出荷する米穀から適用

### チェック

- ✓ 受領した伝票、発行した請求書等への産地の記載
- ✓ 容器・包装への産地の記載

### < 罰則 >

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則注が適用になります。

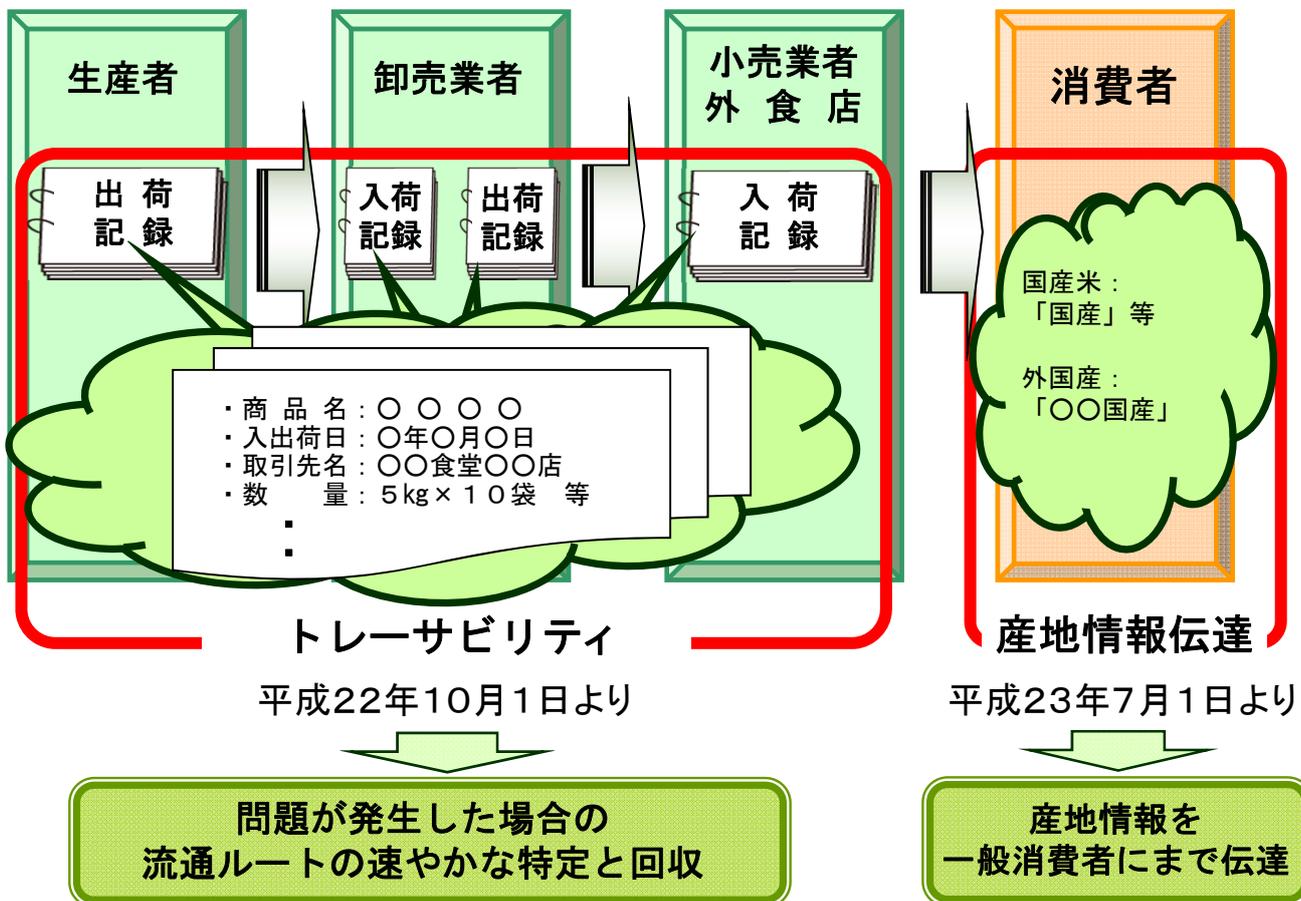
・一般消費者に対し虚偽伝達等の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用になります。

注: 50万円以下の罰金

Rice

# Traceability

米トレーサビリティ法の概要  
「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」





# トレーサビリティ (取引等の記録の作成・保存)



## 記録

米・米加工品(注)を  
①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、  
その記録を保存してください。

- ・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
- ・保存期間は原則3年。  
(賞味期限等に応じて3か月間・3年間・5年間と異なります。)

(注)本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。  
・米穀(玄米・精米等) ・米粉や米こうじ等の中間原材料  
・米飯類・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん  
対象事業者は、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての皆様となります。

### 記録事項

品名、産地<sup>※</sup>、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

- ※ 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。(詳細はP4の方法に準ずる。)
- ※ 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

**納品書(控) 売上** 伝票No.00000000

お客様コード0000000  
〒□□□-□□□□  
東京都〇〇区  
△△-□□

株式会社 〇〇〇〇 様  
TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000  
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産 〇〇シヒカリ (10kg)	4	XXXX	XXXX
2	BXXXXX	〇〇県産 ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXX	〇〇県産 長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXX	〇〇県産 ミトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXX	〇〇県産 レタス LL	20	XXX	XXXX
備考		計			XXXXXXXX
指図No.		合			XXXXXXXX
		計			XXXX
		消費税等			XXXXXXXXXX
		総合計			40.00
		納品重量計			

〇〇〇〇株式会社 △△本社  
〒□□□-□□□□ 担当者 ×××  
東京都〇〇区 TEL 03-0000-0000  
□□-△△ FAX 03-0000-0000

取引先の名称又は氏名

年月日: 搬入・搬出した日  
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所  
(取引先住所と異なる場合に記載。)

数量: 取引において通常用いている単位

品名: 取引において通常用いている名称

産地<sup>※</sup>: 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載  
(詳細はP.4の方法に準ずる。)

※※ 平成23年7月1日より前に  
① 国内で生産されたものについては、生産者から譲渡されたもの  
② 輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたものについては、対象外です。

食事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)



入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。



# 産地情報の伝達

(取引等に伴う産地情報の伝達)



# 伝達

## 事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品(注1)を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等(注2)又は商品の容器・包装への記載により、産地(注3)情報の伝達が必要です。

## 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品(注1)を販売・提供する場合には、

- ① 玄米・精米、もち(一部)のように、JAS法で原料原産地表示の義務がある場合は、JAS法に従い、これまでどおり表示をしてください。  
(注)この場合、JAS法の義務がかかる部分については、米トレーサビリティ法は適用されません。
- ② 上記の義務が無い場合には、米トレーサビリティ法に基づき以下により産地情報の伝達を行うことが必要となります。

ただし、外食店等で米飯類以外のものを提供する場合は、米飯類以外のものの産地情報の伝達は不要です。

(注1)取引等の記録の対象品目と同じ。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除きます。)

(注2)伝票等:伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

(注3)産地:米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

## 一般消費者への産地情報の伝達手段





# 産地情報の伝達

## (具体的な産地情報の伝達方法)



### ○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

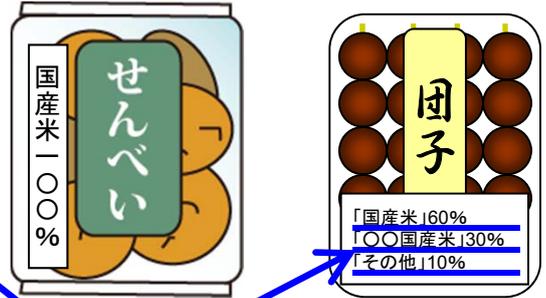
- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県名や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

#### <一括表示欄への記載例>

名 称	米 菓
原材料名	うるち米(国産、〇〇国産、その他) 食塩、調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

いずれの場所への記載でも可

#### <一括表示欄の枠外への記載例>



- ①原材料に占める割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

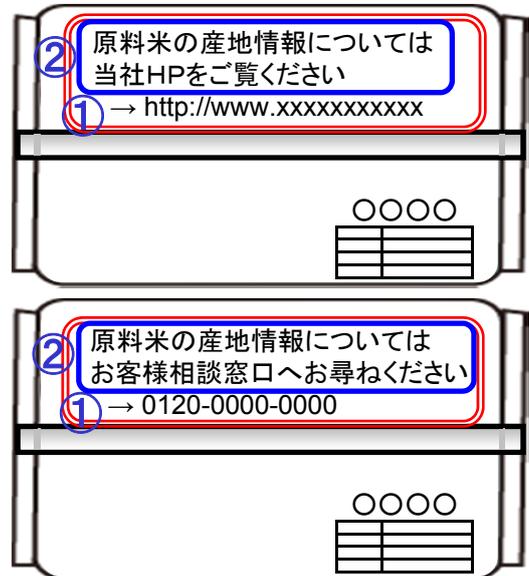
### ○ 産地情報を知ることができる方法により産地情報を伝達する場合

#### Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。

#### 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。



#### お問い合わせ先

北海道農政事務所	食糧部消費流通課	TEL:011-642-5470
東北農政局	食糧部消費流通課	TEL:022-236-6661 (代)
関東農政局	食糧部消費流通課	TEL:048-740-0099
北陸農政局	食糧部消費流通課	TEL:076-241-3151
東海農政局	食糧部消費流通課	TEL:052-763-4453
近畿農政局	食糧部消費流通課	TEL:075-414-9731
中国四国農政局	食糧部消費流通課	TEL:086-223-3135
九州農政局	食糧部消費流通課	TEL:096-378-3171
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部消費・安全課	TEL:098-866-1672
農林水産省総合食料局	食糧部消費流通課	TEL:03-6744-1703

米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。  
[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)